

**令和3年度
公募型事業の業務委託に係る募集要領
自殺対策業務**

1 目的

この要領は、自殺対策業務受託者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定める。

2 業務委託概要

- (1) 業 務 名 宇部市自殺対策業務
- (2) 業務内容 別紙「宇部市自殺対策業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 契約日から令和4年3月31日まで
- (4) 委託料上限額 1,799,600円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ただし、本件に係る契約については、令和3年3月市議会における予算の議決が前提であり、今後内容等が変更することもある。

3 応募資格要件

この手続きに参加できる者（以下「応募者」という。）は、業務を的確に遂行する能力を有し、以下の要件を全て満たしていることを要件とする。

- (1) 山口県内に拠点を有する法人その他の団体であること。（法人格の有無は問わない）
- (2) 保健医療福祉専門職（医師、保健師、看護師、精神保健福祉士、社会福祉士、公認心理師等）の資格を有する者を配置していること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されていないこと。
- (4) 法人税、地方税その他租税公課を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法及び民事再生法等による手続きをしていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- (7) 政治団体、宗教団体又はそれらに類する団体でないこと。
- (8) 個人情報情報の漏えい、滅失、毀損、又は改ざんの防止、その他個人情報情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講ずることができる者であること。

4 応募者の募集及び選定スケジュール

項 目	日 程	備 考
プロポーザル公募開始	令和3年2月17日（水）	宇部市ホームページに掲載
質問受付期限	令和3年2月24日（水）	電子メールで受付

質問と回答の公表	令和3年2月26日（金）	宇部市ホームページ上で回答
応募書類の提出期限	令和3年3月5日（金）	必着（持参または書留郵送）
審査	令和3年3月中旬	応募者に別途通知
審査結果の通知発送	令和3年3月下旬	応募者に別途通知
契約締結	令和3年4月1日	

注意）契約の締結は、令和3年度の予算の成立が前提となる。

5 公募に対する質問および回答

- (1) 受付期限 令和3年2月24日（水）午後5時必着
- (2) 提出方法 質問書を電子メールで「13 問い合わせ先」に提出する
- (3) 回答方法 質問に対する回答は、令和3年2月26日（金）を目途に、提出されたすべての質問とその回答をまとめて、本市ホームページに掲載。なお、質問した事業者名は公表しない。

6 応募書類の提出

- (1) 提出方法 書留郵便又は持参
- (2) 受付期間 令和3年2月17日（水）～令和3年3月5日（金）必着
- (3) 提出場所 「13 問い合わせ先」に同じ
持参の場合は、午前8時30分から午後5時15分まで
（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く）
- (4) 提出部数 正本1部
副本5部（正本のモノクロコピー）
- (5) 提出書類

NO	名 称	内 容
①	参加申込書	様式1
②	事業提案書	様式2
③	業務実施体制・工程表	様式3
④	法人概要書	様式4
⑤	収支予算書	様式5 ※希望する委託料上限額に応じた、各収支予算書を作成すること。 ※可能な限り詳細な内訳を記載するよう努めること。 ※申請する委託料から減額となった場合において、実施可能な事業の収支予算書
⑥	法人、国税、県税、市税の滞納がないことを証明する書類	納税証明書等

7 参加辞退

参加申込書の提出後、プロポーザルへの参加を辞退する者は、辞退届を次の方法で提出すること。なお、この場合その他の事業において不利益を被ることはないものとする。

- (1) 提出書類 参加辞退届（様式 6）
- (2) 提出方法 書留郵便又は持参
- (3) 提出期限 令和 3 年 3 月 8 日（月）必着
- (4) 提出場所 「1 3 問い合わせ先」に同じ
持参の場合は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く）

8 応募にあたっての留意事項

- (1) 上記 6（5）②事業提案書、⑤収支予算書の内容については、本業務の受託候補者を決定するためのものであり、具体的な事業内容については、受託候補者の提案をもとに、市との協議を行った後、決定する。
- (2) 応募に関して必要となる経費は応募者の負担とする。
- (3) 審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合は失格とする。
- (4) 選定結果について、異議申し立ては一切受け付けない。
- (5) 応募者が業務委託に係る競争入札参加停止等の処分を受けることとなった場合、または事業提案に際して虚偽の内容があった場合等により契約の相手方とすることが不適当と認められる場合、審査の対象とせず、又は契約の締結を行わない場合がある。
- (6) 提出された書類の著作権は、それぞれ作成した団体に帰属するものとする。
- (7) 提出された書類は返却しない。
- (8) 提出された書類は、市は業務目的以外のものには使用しないが、市は提出された書類の全部を公開することがある。
- (9) 提出書類について、持参以外の方法による場合の不達及び遅配を原因とする応募者の不利益が生じても、本市はこの責任を負わない。応募者においては、配達記録郵便の利用又は電子メールの着信確認を行うなどの対策を講じること。

9 審査

自殺対策業務委託審査会（以下「審査会」という。）により実施

- (1) 審査日 令和 3 年 3 月中旬の予定
- (2) 審査場所 宇部市保健センター（予定）
- (3) 結果通知 令和 3 年 3 月下旬の予定
※審査結果は、全ての応募者に郵送で通知
- (4) 審査基準 「1 1 審査基準」を参照

10 受託者の決定・契約締結

市と受託候補者で、事業内容の詳細協議を行い、協議成立後、正式な受託者として決定し、契約を締結するものとする。なお、契約の締結にあたっては、宇部市財務規則第98条の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付。ただし、同規則第99条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除。

11 審査基準

審査における評価項目と、評価点は以下のとおり

審査表

評価項目	評価事項	評価点 (1人)
基本コンセプト	業務内容及び目的を正しく理解しているか	10点
事業提案	自殺対策に関するネットワークの強化のための取組	10点
	自殺対策に関する人材育成の取組	10点
	自殺対策に関する普及啓発の取組	10点
	メンタルヘルスに関する相談体制	10点
	その他の自殺対策に関する取組	10点
業務体制	確実に事業が遂行できる業務実施体制か	10点
業務実績	同様の事業実績はあるか	10点
法人について	法人の安定性	10点
収支予算	委託料が減額となった場合も含めて、収支内容は妥当か	10点
合 計		100点

※審査員ごとの評価点の合計が、総合点の6割以上を得た者の中から、受託候補者を決定する。

12 契約

- (1) 実契約の締結は、令和3年度の予算の成立を前提とし、受託予定候補者と協議を行い、協議が整った時点で地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約を締結する。
- (2) 契約書作成に要する経費は、受託者の負担とする。
- (3) 契約保証金は、宇部市財務規則（昭和44年4月1日規則第4号）第98条及び99条の規定による。

13 問い合わせ先

宇部市健康福祉部 健康増進課 健康増進係

〒755-0033 山口県宇部市琴芝町二丁目1番10号

電話：0836-31-1777 FAX：0836-35-6533

電子メール：hose@city.ube.yamaguchi.jp

※メールの件名は「自殺対策業務に関する質問」としてください。